

開催日及び場所			令和6年12月19日(木) 防災対策室1, 2	
委 員			高山 展保(ジャーナリスト)、柘植 大樹(弁護士) 細田 康弘(公認会計士)	
審 議 対 象 期 間			令和 6年 7月1日～令和 6年 9月30日	
審 議 対 象 案 件			契約数 129 件 うち、1者応札案件 11件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件	
抽 出 案 件			抽出案件 4件 うち、1者応札案件 3件 (抽出率 3.1%) (抽出率 27.3%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件 (抽出率 100.0%)	
抽 出 案 件 内 訳	工 事	一 般 競 争		1 件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指 名 競 争	公 募 型 指 名 競 争	該当なし
			工 事 希 望 型 競 争	該当なし
			そ の 他 の 指 名 競 争	該当なし
		随 意 契 約		該当なし
	業 務	一 般 競 争		該当なし
		指 名 競 争	公 募 型 競 争	該当なし
			簡 易 公 募 型 競 争	該当なし
			そ の 他 の 指 名 競 争	該当なし
		随 意 契 約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	2 件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			標準型プロポーザル	該当なし
			そ の 他 の 随 意 契 約	該当なし
	物品・ 役務等	一 般 競 争		1 件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
		指 名 競 争		該当なし
		随意契約(企画競争・公募)		該当なし
		随 意 契 約 (そ の 他)		該当なし
	(特記事項)			

	意 見・質 問	回 答 等
委員 からの 意見・ 質問 それ に対する 回答 等	① 荒川中部農業水利事業 導水幹線支線用 水路整備工事（原宿・花園・西原） ●工事の施工場所を何箇所かまとめるタイミングとかあるのか。 他にもでたら、それをまとめるという形で行っているのか。 点在していることが、入札する者が減ってしまう理由であると単純に思ってしまう。 それぞれで入札した方が、色々な業者が参加できると思うのだが。 ●金額について、いくら位でまとめるとか、基準みたいなものはあるのか。 ●施工場所でもう少しまとまれば良いと思うが、もっと近くに多分あるのではないか。 ●本件の5箇所の工事は、工期が決まっていて並行的に施工されるのか。 ●インターネットでダウンロードした12者は、他の受注工事を抱えていて人が足りないという回答もあったが、今、説明を受けた、順序立てて行うのであれば、12者が言っていた他の受注工事を抱えているから工員をそちらに使わせられないことと、切り分けることとは、余り関係ないとの理解でよいのか。 ●内側からシールドしていく工法の工事が、5件の中に1つ入っていると、それができない工事業者は入札を控えるというふうに聞こえたのだが。	●施工場所が点在するため人気がないというところもあるが、点在するものを個別に発注すると1件ごとの工事金額が小さくなり、落札されにくい傾向がある。 なぜ、施工場所がバラバラになっているのだろうというイメージがあると思われるが、この事業では、施設の中で一部悪いものを直す、補修するという計画で実施している。 それを近傍のところで、ある程度1億円位であれば、それなりに利益が出るので応札してくれるのではないかという、経験則に近いところでまとめて発注しているのが近年の状況である。 これが、先程述べた、入札者が出てこない理由の1つかと考えているところ。 ●基準は特にないが、1億円前後位の規模にすると、業者の参加資格がA、B、Cと等級を広くとれるため、入札参加者を多く募れる。 ●新たに施工場所が出てくることはない。 事業を実施する前に、施設については機能診断を一通り行い、それぞれ、補修等の方針を決めてから事業に着手する。 突発的に管路が壊れて水が噴き出したとか、そのような場合については別途、補修等を追加して行うが、そのようなことがない状況においては、最初の事業計画に基づき実施していく。 分かっている範囲の中で、可能な限りこの範囲くらいだったら受注の見込みがあるかなというところである。 ●基本的には1箇所ずつ順番に行っていくイメージで、その都度、段取り替えが生じるようなイメージである。 受注会社の下請の確保とか、技術者の人数によっては同時に2箇所という場合もあると思うが、発注者側の施工計画としては、1箇所ずつ順番に行っていく、この工期で終わるという前提で発注している。 ●本件は、先程説明した管更生工法については、その技術を持つ者しかできないので、2箇所の管更生工法以外の他の3箇所について、別の技術者が確保できれば、同時並行は可能だと思われる。 一方で特殊な工法を使う場合は、協力会社として専門業者を確保する必要があり、参加者によっては専門業者を確保できず、入札参加に及び腰になってしまうところはあると思われる。 ●専門業者が確保できない場合もあれば、確保できたとしても実行予算として折り合いがつかない場合もあり、損が出てしまうので入札参加を控えたということもある。

	意 見・質 問	回 答 等
	●件数をバラバラにして行ってみるということは、過去にあったのか。 ●5箇所まとめて1件として応札者を募ったけれども、1者しか応札しなかったとなると目論見から外れていると思うので、まとめるにしても今後やり方を改善する余地があるのかなという感じがするのだが。 ●落札した会社は、どこにある会社なのか。 ●5件を元受として実績と聞こえたのだが、どのような意味なのか。 ●20者ダウンロードしたと言っていたが、大体どの辺にある企業なのか。 ●12者がアンケートに答えて2者が情報収集のためというのは分かるが、9者は他の受注が忙しくてという理由になるのか。	●金額が小さいと不調不落の発生率が上がる傾向にあり、工事内容にもよるが、5千万円や7千万円のラインが一定の境目と認識している。 1箇所の工事で2千万円、3千万円クラスの工事であると、受注率が大きく下がる傾向にある。そのため、一定規模以上となるよう無理のない範囲でいくつかの工事をまとめて、点在施工という形で発注している。 その際は、点在施工が費用面での足かせとならないように、通常の工事に比べ段取り替え等の費用が増えるので、掛り増しとなる費用を見込んで予定価格を作成している。 ●この地区の事業の目的自体が悪いところだけを直すというものであり、ある程度距離の近いところでまとめて何とか大きい工事として発注しているところ。 ●本庄市にある会社である。 ●この事業所で、昨年度以前に発注した工事について、元受として直接請負った実績が5件あるというもの。 ●県内がほとんどである。 ●国以外の県、市町などの発注工事が同時期に出るので、これら案件にも入札参加していて、受注できた順番で入札参加を辞退していくのが実態だと思われる。
	② 令和6年度 国営土地改良事業地区調査 鑓川地区事業計画書（案）策定業務 ●事業計画そのものは役所が作るが、その下調べとか事業計画を作るための調査があつて、本番の事業計画は農政局で作ることになるのか。 ●バック資料を作成するだけで6千万円以上の契約で、作業内容は多岐にわたると先程説明があつたが、そういうのが一方でありながら、契約額を算定するのは比較的簡単だと聞いていて、整合性が欠けているのではないかと思うのだが。 ●この手の事業計画書作成（案）の計算であれば、ほぼ予定価格に近くなってくる訳か。	●地元の要望を踏まえながら、国は段階的に調査をかけて計画を作っていく。 バック資料は20から30cm程度あり、営農計画、全域の営農状況の確認、実際にどれだけ水を使っているのかというものも、この資料で確認する。 ●業務を実施するにあたって、例えば、先程言った営農計画を作るのに技術者が何人必要であるかは公表している。 業務の積算は主に人件費なので、検討作業項目ごとに必要な人数も、その単価も公表しているところ。 あとは計算すれば、ほぼ予定価格が予測できる状況となっている。 ●予定価格に近い金額になると思われる。

	意 見・質 問	回 答 等
	●業者としては、見積どおりの金額で行いたいと考えていると思う。安く行っても評価にならない。 人件費は会社によって変わると思うが。価格競争に全然ならない。その人件費の決め方が合っているのかどうかの検証は、誰が行うのかという気がするのだが。 ●応募の時に、全者提出しているのか。 ●プロポーザル方式で1者しか応札してこなかった場合には、本来だったら3者、4者で競わせている技術力を、ある意味、中の中くらいの会社でも、当確が出て契約を結ばなければならないのは、何か制度自体と齟齬が出てきているような気がするのだが。 ●ある程度の標準以上がきてくれれば、そこに決定する。標準以上が3者、4者になればそこで競ってもらう。	●プロポーザル方式の場合は、技術力の競争となる。費用の算定については、関係省庁と合同で調査した歩掛、人件費があり、それをベースに公表している。 一方で、案件ごとに作業項目が変わるものは、見積依頼をかけて歩掛を改めて取っている。 更に、提出された技術提案を実行するために、どの位の費用が必要かの参考見積を提出させている。 その内容を基本的には予低価格に反映することができるというルールになっているが、提出された全てを反映する訳ではなく、その作業内容に対して見積内容が妥当かどうかを発注者で判断し、採用している。 その費用を予定価格の段階で反映することを含めて業者に対して公表している。 ●技術提案書の提出を求める者からは、見積が提出される。 ●こちらが求める業務の成果を示したうえで、達成できないものであれば、採用しないという選択肢もある。 ●そのとおり。
	③ 栃木南部農業水利事業 高収益作物導入等普及検討業務 ●令和3年度から1者応札が続いているということだが、この受注業者が継続しているということか。 ●令和3年度から1者応札で、同じ会社が継続しているということは、今回応札しようとした10者は分かるのか。 ●令和3年度から毎年、同じ業務を行っているのか。 ●いつまで続くのか。 ●複数年度に渡って1つの事業としてまとめて発注する方が効果は上がるだろうし、なぜ年度で分けて発注するのか。	●そのとおり。 ●過去の入札、契約状況はその都度、公表している。 ●同じ内容ではなく、積み上げてきている。 最初は計画をどのように行うかというところからスタートして、次の年は実証をどこで行ってみようか、結果がどうであったかというものを取りまとめ、最終的にこの地区でどのように落とし込むのが一番良いのかという答えに持っていくために、毎年度、前年度の結果を踏まえて次のステップを踏むというようなイメージである。 ●今年度でとりまとめが一旦、終わる予定である。 ●会計法上、業務発注については国債業務という手続きができない。 工事や一部の機器の賃貸、システムの賃貸等については、会計法の規則で単年主義の中で複数年契

	意 見・質 問	回 答 等
	●受注側からしても、1年で切られたら複数年で計画しているのに困ってしまうなんてことがあるかもしれないし、参入しようとしている他の業者も、今までの業者が積み上げたものを受け継いでというのは、なかなか難しいと思うが。 ●令和3年度から、いくら位お金がかかっているのか。 そもそも事業として行う必要があるのか、お金をかけてまで高いような気がする。 結局、毎年それありきで受注業者が見越している訳だよね。終わる訳ないと分かっている。他の者は入札しないだろうと。他者は、インターネットで見て、同じ業者が毎年受注しているから入札してもしょうがないとなると、最初の時点で計画的には何年かかるのか分かっているのかなと。 しかもこの作人達は、専門家ですよ、調査自体知っている、1回で終わらないと分かっている。 最初の1回目はとても重要で、そこで更に1者というのはどうなのか。本当に参加者に開かれているのか。他に参加者がいるのかなと。 一般財団法人でおまけに農業に詳しい、農業関係者が入っていたりしていないのか等、その辺が気になる。	約ができるようになってはいるが、業務については、まだそこまで開かれた状態にはない。 会計年度の規則を超えても一貫通で行わなくては行けないものが、ある程度ロットがあるかという、業務はそれぞれの事情もあってなかなか行かない。 例えば、複写機の賃貸、システムの賃貸等は、長期で行った方がロットが下がる、統一的にそうなので、複数年契約という道は開かれているが、業務については、そこまで開かれていない。そのため、原則の会計年度主義に従って会計年度ごとの契約になっているのが実情で、これについては、複数年契約にすることにより効果があるとか経済的にもメリットがあるものについては、関東農政局だけで答えが出せるものではないため、農林水産省全体で検討はしていく必要があるというように認識している。 ●複数年契約を実現するには、財務省の予算上の承認をもらって国会議決を当然得るという、予算の中に入れていくという大きなハードルがある。 農林水産省だけで解決できる問題ではないので、継続的にご意見を踏まえて検討とか、上部組織への意見出しをしていきたいと思っているところである。 ●過年度分の契約状況は分からないが、推測で5千万円、6千万円になろうかと思う。 この部分が高いのか高くないのかはあくまでも作業量から判断しているので、この金額が妥当と判断しているところ。 高収益作物を導入したことで仮にできとなった効果、現況水田1ha位で実際の利益は数十万円あるかどうか。 ここで高収益、仮にブロッコリーとすると、1haで水田の10倍くらいゆーに収益があげられると思われる。何回作付けを行うかによるのですが、10倍くらいが今後の生産額。 その中で水田が3千haありますので、どこまでできるかは置いておいて、この1割が可能性と仮定した場合、やはり影響、効果は十分大きいので、これまで水田しか取り組んでこなかった地域でブロッコリーができる収益性が、面積がそんなにかからず、収益性が上がるよと言った時に、導入がどんどん進んで行くことの影響が大きいと考えている。難しいと思っていたところに如何にして事業効果を高める方法として認識をしているところ。 実態としては、毎年毎年、業務発注しているけれども、継続的に実施していくものなので、どんどん年数が続くと、現地で勉強して提案書を書いて、もう1度入札参加するかという気力が、やはり他の会社からどんどん薄れてくるということはあるかと思われる。

	意 見・質 問	回 答 等
	●令和3年度、その時は1者応札なのか。その時は他の会社は他の業務が忙しいからという理由だったのか。 ●高収益作物は他のところでもあるのか。 ●他の業者でもできるのだよね、この内容。	●令和3年度の調査結果も、10者位ダウンロードした者がいたが、そのうちの大多数が、他の業務の手持ち等があり自社都合という回答であった。 ●それほどないと思われる。 水田地域で排水対策をしないと高収益作物導入はできないので、そのようなところでは検討はしていく。 人口が減るのに合わせて米の消費量が減っていく。そのような中で水田のエリアを有効的に活用し、水田を場合によっては畑地化しながら行っていくのは農林水産省の中でも高収益化の推進を図っているところ。 ●色々な検討をしていかないといけない。 地域の実情、今の営農状況、排水状況も細かく見ていかないといけない。それに合わせて気候条件を見ながら、何の作物を導入するかとか。 県の普及員やその地域の営農に詳しい方を入れながら、専門家の方の話を聞きながら、地元の方々と探って行って導入実証する場所を決めて、実際に作物を作って行ってというようなことで、なかなか先の見えにくいオチが見えにくいような業務、それにより技術力が高いということでプロポーザル方式という形で、進め方が大切なのでしているのですが、一般の建設コンサルタントとかに好まれるかという、そういう業務にはなっていない。
	④ 令和6年度 実践技術研修（開水路・パイプラインコース）運営業務 ●案件を選ぶ際に公益社団法人が応札した事案ということで選んだのですが、説明を受けたところでは内容的に問題がないような感じがした。 公益社団法人だとすると、公益に合致するのだとか、どういう点をわざわざ選ぶようにということなのか。 ●要はこの運営要領に従ってということであるけれども、これは何でこう書いてあるのか。	●関東農政局入札等監視委員会議事運営要領第4条に、公益社団法人を相手方とする契約については、当該契約に関し、競争性が確保されているか審議する必要があるため、重点的に抽出するものとするとの記載があることから、議事運営要領に従いまして公益社団法人につきましては、重点的に抽出をお願いさせていただいたものになる。 ●これは平成18年頃、公益社団法人等と、結構、随意契約を結ぶようなケースが散見されて、その契約方式が不透明であると指摘があったことから、入札を監視する第三者機関を設ける必要があるということで、各所で設け始めた、それが最初である。 そのような背景があって、国が本来所管している団体との国との契約、これについて重点的にチェックを入れることとなった。 それがもう大分、そういったチェックが入るようになり、年数が経って結果として今こういうふうに関東農政局に実際、契約している案件を抽出しても問題性がない状況にまできたのが現状と思われる。 過去に不透明な契約が多く行われていたことに対しての措置で、このような委員会を設けるといのが始まりになっているので、それが発端である。

	意 見・質 問	回 答 等
	●公益社団法人でも、一般競争入札などで決められているような案件だと、今後、気にしなくても特に問題はないか。 ●本件は、金額も低く内容もしっかりしているので、特に問題はないという印象を受けた。 ●見積は計算しやすいのか。2万円の差なので。 ●応札した2者の入札額が、132万円と130万円で、何かしら同じところを削っているのかなと色々関心を持ってしまう。2者がどのような計算で入札金額を出してきたのか、どのあたりを削ってきたのかなとか見せてもらえないのか。 ●予定価格の方は農政局の方で決めている訳だから、その細かいところは分かるのか。	●これまで色々なチェックや見直しをした結果が今、こうなっていると思うので、最初の趣旨から申し上げれば、定期的なチェックは必要なのだろうけれども、逐一という状況では大分なくなってきているように思う。 ●昔は確かに法人と結構密接な関係というかあり、そこに随意契約という国民の方からも疑念の目で見られるところもあり、今ここに入っている訳だが、先程申し上げたとおり一般競争入札であれば、価格だけの勝負になるので、あえてそれを抽出するということは、今後改善していかないといけないかなと思っているところ。 ●歩掛については、積算参考資料として具体的に示している。 ●先方がどこを削ってきたかの内訳はわからない。 ●積算しており分かる。
委員会による意見の具申又は勧告の内容 なし。 [これに対し部局長が講じた措置の内容]		

事務局：関東農政局総務部総務課

（注）公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。